

令和4年度香取市被保護者健康管理支援事業委託募集要項

1 趣旨

香取市において生活保護を受けている者（以下「被保護者」という。）に係るレセプトデータ及び健康診査データを分析し、生活習慣病の発症予防・重症化予防に向け、健康診査受診勧奨を行い、被保護者の健康意識の向上を図り、生活習慣の改善や適切な医療機関の受診により、健康や生活の質を向上させることを目的とする香取市被保護者健康管理支援事業を実施する事業者を募集するものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

香取市被保護者健康管理支援事業委託業務

(2) 業務内容

別紙「香取市被保護者健康管理支援事業委託仕様書」（以下、「仕様書」）のとおりとする。

(3) 履行期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

(4) 事業費限度額

令和5年度 6,182,000円

令和6年度 6,182,000円

令和7年度 6,182,000円

3 委託事業者選定方法

公募によるプロポーザル方式

4 参加資格

次の条件をすべて満たす者とする。

- (1) 仕様書で定める業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び香取市の指示に柔軟に対応できること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当しない者であること。
- (3) 国税、地方税を滞納していないこと。
- (4) 香取市契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成 24 年香取市告示第 149 号）別表第 1 に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- (5) 政治団体（政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 3 条に規定するもの）に該当しないこと。
- (6) 宗教団体（宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 2 条の規定するもの）に該当しないこと。

5 スケジュール

内容	日程
公募開始	令和 5 年 2 月 3 日(金)
質問の受付期限	令和 5 年 2 月 10 日(金)
質問の回答	令和 5 年 2 月 15 日(水)
参加表明受付期限	令和 5 年 2 月 22 日(水)
提案書類提出期限	令和 5 年 3 月 8 日(水)
選定委員会（プレゼンテーション）	令和 5 年 3 月 14 日(火)
選定結果通知（公表）	令和 5 年 3 月下旬
契約協議及び契約締結	令和 5 年 3 月下旬(予定)

6 参加表明

事業の受託を希望する場合は、下記により必要書類を提出すること。

(1) 提出期限

令和 5 年 2 月 22 日(水)

(2) 提出先

〒287-8501 香取市佐原口 2127 番地

香取市福祉健康部社会福祉課生活支援班

ファクシミリ 0478(54)3370

電子メール seikatsu@city.katori.lg.jp

(3) 提出方法

郵送または持参による。持参の場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。郵送の場合は、封筒に「参加表明書在中」と明記し上記提出期限必着とする。

(4) 提出書類及び部数

- ア. 参加表明書(様式第1号) : 1部
- イ. 法人概要(法人の概要、事業経歴、受託実績のわかる資料)
- ウ. 法人の登記事項証明書(提出日の3カ月以内に発行されたもの) : 原本1部
- エ. 定款またはこれに代わるものの写し : 1部
- オ. 直近年度の納税証明書(未納がないことの証明) : 原本各1部
 - ・市税(全税目)の納税証明書
 - ・都道府県税(全税目)の納税証明書
 - ・税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- カ. その他、市が必要と認める書類(指示があった場合)

7 質問等

募集要項及び仕様書等に関して疑義が生じた場合は、下記により問い合わせること。

(1) 受付期限

令和5年2月10日(金)

(2) 質問方法

- ア. 質問書(様式第2号)により、ファクシミリまたは電子メールで行う。なお、送信後、必ず電話にて到達の確認を行うこと。
- イ. 質問は、各社1回限りとする。
- ウ. 質問は、原則、本要項及び仕様書の内容に限る。
ただし、質問が審査の公平性の維持を目的とする場合など、本市が必要と判断した場合は上記以外の質問にも回答する。

(3) 質問先

香取市福祉健康部社会福祉課生活支援班

ファクシミリ 0478(54)3370

電子メール seikatsu@city.katori.lg.jp

(4) 回答日

令和5年2月15日(水)

(5) 回答方法

香取市ホームページに公表

8 提案書類の提出

(1) 提出期限

令和5年3月8日(水)

(2) 提出先

参加表明書の提出先、提出方法と同じ。ただし郵送の場合は、封筒に「企画提案書在中」と明記すること。

(3) 提出書類及び部数

ア. 参加申込書(様式第3号) : 1部

イ. 企画提案書(任意様式) : 10部

ウ. 見積書(様式第4号) : 正本1部、副本9部

(4) 企画提案書

ア. 様式は任意とする。

イ. 次の規格とする。

サイズ : A4印刷

印刷 : 片面印刷

※やむを得ない場合、A3サイズを片袖折にしてA4サイズとすることも可とする。

ウ. 仕様書をもとに、下記10(3)の審査項目を踏まえた内容で提案すること。

- エ. 記載の順序は、審査項目に示す評価項目の順番と一致させること。ただし、会社概要や独自PR等を途中で挿入することは妨げない。
- オ. 専門的な用語は極力使用せず、分かりやすく平易な表現とすること。
- カ. 文字の大きさ及び背景とのコントラストは、十分に視認できるよう配慮すること。

9 参加の辞退

香取市被保護者健康管理支援事業委託事業者選定委員会への参加を辞退しようとする者は、次の方法により辞退すること。なお、参加を辞退した場合、既に提出された書類については全て返却をする。

(1) 辞退期限

令和5年3月10日(金)

(2) 辞退方法

参加辞退届(様式第5号)を香取市福祉健康部社会福祉課生活支援班に予め電話連絡のうえ、持参すること。

10 委託候補者の選考方法及び審査項目

(1) 選考方法

- ア. 選定委員会を開催し、提出された企画提案書について、下記(3)の審査項目に基づき審査を行い、選定委員の採点で最も高い評価を得た申込者を第1順位の委託候補者として決定する。企画提案書を提出した申込者が1者の場合も選定を行う。
- イ. 選定委員会は、申込者から企画提案書等の内容についてヒアリングを実施し、評価を行う。
- ウ. 審査結果は、受託候補者を決定後、全提案者に対し、速やかに文書で通知する。

(2) 選定委員会審査実施概要

- ア. 期 日 令和5年3月14日(火)
- イ. 場 所 香取市役所内
- ウ. 出 席 者 1事業者3名以内
- エ. 説明時間 1事業者あたり30分(説明20分、質疑応答10分)
- オ. そ の 他
- ・説明時は、プロジェクター等の機材の使用を可とする。その場合は、プロジェクター、PC、データ及びUSBケーブル等を持参すること。なお、スクリーンは市で用意する。
 - ・追加資料の配布は禁止する。

(3) 審査項目

	評価項目	評価の視点
実施方針	基本方針	・事業の目的と提案者が提案した基本理念、基本方針が一致しているか。
	健康管理支援に対する基本的な考え方	・提案は明確かつ実行可能なスケジュールか。 ・支援対象者に寄り添った考え方をしているか。 ・当市の状況等を的確に把握しているか。
事業実施方針	被保護者健康管理支援事業について	・レセプト等のデータ分析の方法、体制は適切か。 ・分析の項目等、仕様書の要件を満たしているか。 ・専門職による指導方針書の作成方法は適切か。 ・ケースワーカー及び医療担当と専門職との連携は十分かつ確実に行われる具体策はあるか。 ・各種リストは視認性が確保され、活用方法まで考慮されているか。 ・健康診査受診者の増加を図る具体的な提案がなされているか。 ・健康診査受診者の対するフォローが十分かつ確実に行われるか。 ・本事業の対象者に事業内容の周知が十分かつ確実に行われる具体策はあるか。
運営体制	組織及び人員配置	・職員の資格等が仕様書の要件を満たし、適正かつ確実に人材確保できる体制は整っているか。
	プライバシーの保持、個人情報の管理	・プライバシーの保持について、十分配慮されているか。 ・個人情報の管理が適切に行われているか。
	危機管理	・業務におけるミス、トラブルの防止策と発生した場合の対応、体制がとられているか。
その他	見積金額の妥当性	・積算単価や数量は、提案内容と整合性がとれた妥当なものか。 ・効率的な運営が図られているか。
	同様業務の実績	・本事業に類する支援業務の実績は良好か。
	経営状況	・業務遂行が可能な経営基盤を有しているか。

1 1 留意事項

- (1) 企画提案は1社1案とする。
- (2) 提出された書類について、提出後の差し替え及び変更は認めない。ただし、市が補正を求めた場合、または補足書類の提出を求めた場合はこの限りでない。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 参加表明、質問回答及び提案(以下「提案等」という)はすべて応募者負担とする。
- (5) 本市が提供する資料は、提案等に係る検討以外の目的で使用してはならない。
- (6) 応募者は、本件に際して知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。
- (7) 応募者の責任において関係法令等を十分確認すること。
- (8) 提案等に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。
- (9) 本市は、応募者が提出した書類に虚偽の記載があった場合、当該提案を無効とすることができる。
- (10) 本市は、事務の遂行上やむを得ない事情等が発生した場合、本要項に示す日程や時間を変更または中止することがある。
- (11) (10)の場合において、応募者は異議を申し立てることはできない。また損害を受けることがあっても、その賠償を請求することはできない。

1 2 情報公開について

- (1) 事業者選定に係る情報については、香取市情報公開条例(平成 18 年香取市条例第 15 号)に基づき公開することを原則とする。
- (2) 契約締結後、本市ホームページに以下の内容を掲載する。
 - ア. 業務名
 - イ. 受託者の氏名及び住所
 - ウ. その他必要な事項

1 3 受託契約者との契約等に関する事項

- (1) 契約方法
- (2) 委託料の支払条件
支払方法は、市と受託候補者との協議の上、契約書で定める。
- (3) その他
第 1 順位の受託候補者が契約を締結しない場合には、次点の者と契約の交渉を行う場合がある。

1 4 問い合わせ先

香取市福祉健康部社会福祉課生活支援班

住所：香取市佐原口 2 1 2 7 番地

電話：0 4 7 8 (5 0) 1 2 0 9

電子メール：seikatsu@city.katori.lg.jp

ファクシミリ：0 4 7 8 (5 4) 3 3 7 0